

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 2
- 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 3

### ◇ 公 告

- 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿に異議の申出がなかったこと及び選挙すべき委員の数等【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】 4
- 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 5

### ◇ 教育委員会

- 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則【教育委員会中央図書館庶務課】 6

北九州市告示第 3 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成 2 9 年 6 月 1 4 日に確認した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市門司区田野浦海岸 1 0、1 2 の地先の公有水面埋立地	3 0 9 . 1 0
北九州市若松区響町三丁目 1 9 の 1、2 6、2 7 の地先の公有水面埋立地	1 8 万 4, 3 7 6 . 5 1

北九州市告示第 343 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成 29 年 7 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 次の区域を門司区田野浦海岸に編入する。

新たに生じた土地
----------

北九州市門司区田野浦海岸 10、12 の地先の公有水面埋立地 309.10 平方メートル
--

- 2 次の区域を若松区響町三丁目に編入する。

新たに生じた土地
----------

北九州市若松区響町三丁目 19 の 1、26、27 の地先の公有水面埋立地 18 万 4,376.51 平方メートル
--

北九州市公告第528号

平成29年8月20日に実施する北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿について、異議の申出がなかったため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定により公告する。

また、同条第4項に規定する選挙すべき委員の数及び北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程（平成18年北九州市条例第50号）第11条第2項に規定する予備委員の数を次のとおり定めたため、同令第22条第4項の規定により、併せて公告する。

平成29年7月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1人
- 3 宅地の所有者が選挙すべき予備委員の数 3人
- 4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数 1人

北九州市公告第 530 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 7 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルショク天籟寺店  
北九州市戸畑区夜宮二丁目 5 番 1 号
- 2 大規模小売店舗の設置者  
株式会社サンリブ  
北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号  
代表取締役 佐藤秀晴
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1, 792 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 000 平方メートル以下となる  
日  
平成 29 年 8 月 31 日
- 6 変更する理由  
店舗閉店のため
- 7 届出年月日  
平成 29 年 7 月 21 日

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 7 月 28 日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第 23 号

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則

北九州市立図書館規則（昭和 47 年北九州市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

（北九州市立図書館規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則（平成 29 年北九州市教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の改正規定中「第 12 条第 5 号」を「第 12 条第 4 号」に改める

。